

第1部 事業報告書

航空医学研究センターは、航空機乗組員の航空身体検査の実施、航空に関する医学的・人間工学的な研究の推進、航空医学等に関する知識の普及及び指導を図り、もって民間航空の安全に資することを目的としている。

平成30年度においてもこれらの目的を達成するため、以下のとおり各事業を実施した。

1. 検査事業

当センターにとって収入の柱である検査事業については、航空身体検査を受ける航空機乗組員にとって受検しやすい体制及び施設にて効率的に実施するとともに、検査コストの低減に努めた。

平成30年度は、全日本空輸㈱の身体検査の安定的な受注、航空大학교その他大学校の入試時身体検査の継続的な受注、その他身体検査の継続的受注などにより、収入は181,605,199円(前年比100.6%)となり、昨年度に続き経営基盤の安定に貢献する結果となった。

(1) 航空身体検査等

航空運送事業に従事する航空機乗組員を対象に、航空法に基づく航空身体検査及び加齢航空機乗組員の付加検査を実施した。

航空身体検査は、内科、眼科、耳鼻咽喉科及び精神神経科の4科においてそれぞれ専門医による体制で実施した。

航空身体検査については全日本空輸㈱が2,442件(前年比99.1%)とほぼ前年並み、他航空会社等が68件(前年比86.1%)と前年より減少した。

また、全日本空輸㈱の航空機乗組員の社内身体検査および他航空会社の航空機乗組員の採用時身体検査については増加し、安定的な収入に貢献した。

加齢付加検査については65歳時航空身体検査付加検査(16件実施)も含め324件(前年比87.3%)の実施となった。

その結果、航空身体検査等収入合計では148,458,203円(前年比101.0%)となり、1,503,353円の増収となった。

(2) 大学入試等の身体検査

航空大학교の入試時身体検査については例年どおり受注した。

またその他大学については、法政大学・崇城大学の入試時検査

を実施した。

その結果、収入は 32,791,417 円（前年比 98.3%）となり 572,178 円の減収となった。

2. 調査研究事業

航空医学の発展を通して航空の安全に寄与するため、引き続き航空身体検査のより適切な運用を検討し、航空医学が当面する諸問題や内外の航空医学に関する諸動向等について調査をしつつ討議を行い、下記の項目について具体的な研究を行った。

（1）航空局等からの委託を受けて行う調査研究等

① 航空機乗組員の医薬品の取扱い及び加齢乗員の現状等に関する調査

「航空機乗組員の使用する医薬品の取扱いに関する指針」（以下、「指針」という。）は、平成 17 年に制定され、その後医学の進歩により開発された予防効果、治療効果の高い新医薬品の使用の可否を反映するため、概ね 5 年ごとに見直しを行ってきた。

前回、平成 25 年に調査を行い、平成 26 年に指針の見直しを行ってから約 5 年が経過していることから、医薬品に関する基準・指針の国際比較、新医薬品使用の要望に関するヒアリング調査、有識者による委員会における調査結果の検討を通じ、現行指針の見直し案を作成することとした。

また、定期航空運送事業者における航空機乗組員の年齢上限引き上げ後の状況について、適切な健康管理や乗務管理が行われているか、技能レベルが適切に維持されているか等について引き続き調査を行った。

加えて、平成 23 年 5 月に創設された准定期運送用操縦士の資格については、乗務の際、第 1 種航空身体検査証明が必要となるが、当該資格の取得過程において自家用操縦士の資格を取得することも可能であることから、短期間に第 2 種及び第 1 種の航空身体検査証明を取得するケースもあるため、このような場合への対応についても調査を行うこととした。

当センターは、航空医学・操縦士関係の有識者を中心とした「航空機乗組員の使用する医薬品の取扱いに関する指針の見直し及び加齢乗員の検証等に関する検討委員会」その事務局を務め、2 回の会合を開催し、当該指針の改正に関するとりまとめ等を行った。

②航空従事者の飲酒基準に関する検討会への参画

昨年暮れ頃から航空会社で発生した飲酒に関する事案への対応のため、航空局主催の「航空従事者の飲酒基準に関する検討会」に参画するとともに、アルコールの操縦業務への影響等について調査し、その結果を関係者への普及啓発を目的として定期航空協会と共同で作成した「飲酒に関する基礎教育資料」に反映した。

(2) 自主調査研究等

① 航空医学懇談会での活動

平成 28 年度に立ち上げた航空医学懇談会を再開し、諸外国における技能証明と航空身体検査との関係等について調査した。

3. 普及啓発事業

(1) 指定医講習会の開催

航空局が主催する全国の指定医に対する講習会については、引き続き当センターが受託し、平成 30 年 6 月 29 日から 7 月 1 日までの 3 日間実施、新たな指定医の指導・育成、及び現指定医の検査水準の向上に寄与した。

(2) 指定医療機関相談窓口の運用

航空局の要請により、平成 14 年度から全国の指定医療機関を対象とする相談窓口を開設している。平成 30 年度は、電話によるもの及び e-mail によるものがそれぞれ数件あり、適切に対応した。指定医や医療関係従事者の質問や相談に答えていくことにより適正な航空身体検査証明の実施に寄与した。

(3) 一般相談窓口の運用

航空機乗組員を志望する学生やその他の方々からの質問・相談についても、e-mail や電話による問い合わせに対応した。平成 30 年度は、記録に残っている件数として電話によるものが 38 件、e-mail によるものが 100 件であり、適切に対応した。

(4) 航空医学に関する講義、講演について

航空大学校、航空保安大学校をはじめ、一般大学・各種団体に対し、航空医学に関する講義、講演を行った。

また航空業界において航空医学及び航空身体検査の適正な運用に関する知識を共有してもらうべく、公益社団法人日本航空機操縦士協会との共同開催による6回目のシンポジウムとして、「エアライン航空医学適性セミナー」を開催した。

(5) 航空身体検査の手引きの発行

平成30年6月に航空身体検査マニュアルの一部改正が行われたこと等を踏まえ、最新の関連通達類を網羅した航空身体検査の手引きを発行した。

(6) 航空身体検査マニュアル等の英語版の作成

航空身体検査マニュアルの一部改正等を受けて、英語改訂版の作成を行った。

(7) 乗務員の健康管理教育のための教材の開発

平成28年6月に制定された「航空機乗組員の健康管理に関する基準」で求められている航空機乗組員への教育材料として、昨年度に引き続き、(公社)日本航空機操縦士協会と共同でe-ラーニングシステムを活用した教材の開発を行った。

今年度は、航空会社17社(乗員4,760名)が利用し、乗員の健康管理についての理解認識を深めることに寄与した。

(8) 乗務員の健康管理サーキュラーの発行

航空機乗務員の、航空身体検査への理解や日常の健康管理に役立つ小冊子であるサーキュラーとして、今年度は「糖尿病に対する最新の薬物療法」を作成に着手した。

(9) ホームページの運営

インターネット上に開設されたホームページについて、通達類の紹介ページの見直し等を進めた他、航空身体検査及び航空医学に関する情報を適時更新し、最新の情報を提供した。

(10) 内外情報の収集

米国の航空宇宙医学会(AsMA)の年次総会に出席し、欧米における航空宇宙医学会の動き等について情報収集を行った。

以上